

# 中野区立桃園第二小学校「いじめ防止基本方針」

令和3年4月1日  
中野区立桃園第二小学校

いじめ防止対策推進法（第2条）において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」という定義がされている。中野区立桃園第二小学校は、被害を受けた児童が「いじめ」と感じたら、「いじめ」であるという基本的な姿勢をもち、児童の側に立った共感的な理解の側面から「いじめ」の認識をもつことが必要であるとの考えのもとに、「いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校におけるいじめ対応のための組織の編成を行う。

## （１）いじめ防止基本方針策定のねらい

中野区立桃園第二小学校は、人権尊重の理念に基づき、本校に在籍する全ての児童が、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的に「いじめ防止基本方針」を策定する。

## （２）いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止の対策のため、校長・副校長・生活指導主任・生活指導部員・スクールカウンセラーからなる「桃二小いじめ対策委員会」を設置し、日頃より学校生活における児童や学級の様子把握や情報共有に努める。月1回の定例会といじめアンケート集計後に委員会を行う。

## （３）いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等に関する取組計画

### ①未然防止

- 全教育活動を通じた人権尊重教育、道徳教育の充実を図る。
- 「桃ニスタンダード」を活用し、規範意識を育てる。
- 生活指導夕会（毎週金曜日）で、児童の実態・配慮すべき事案について、教職員全体で共有する。
- 代表委員会や学級ごとの児童による「あいさつ運動」、たてわり班活動など児童同士の関わりを通して、思いやりの態度を育て、温かい人間関係を築くようにする。
- 日常の指導やふれあい月間での取組等を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学校全体に醸成する。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。児童がいつでも誰にでも相談できる校内体制の充実を図る。
- セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等でネット上のいじめ防止のための啓発を行う。

## ② 早期発見

- アンケート調査を2か月に一度（7・9・10・11・1・2月）実施し、児童等の状況を確認するとともに、いじめが疑われる事案がある場合には、本人、保護者、関係者に聞き取り調査を行う。また、継続観察、継続指導が必要な案件は、桃二小いじめ対策委員会を中心に対応にあたる。
- 5年生の全児童に対して、6月に「学校生活の悩みに関するアンケート」をとり、その後スクールカウンセラーとの個人面談（全員面談）を行う。
- 全教職員（特に、学級・学年）で、以下の点について、日常的指導・点検を行う。
  - ・休み時間は児童とともに遊んだり、週番教諭が校庭に立って安全を確認したりする中で、集団から離れている児童の発見・声かけをする。
  - ・持ち物・服装の乱れや破損、紛失、けがの有無に気を配り、保護者にも確認を依頼する。
  - ・児童作品、言葉遣い、行動等に注意を向け、生活指導夕会やOJT研修を通して確認を行う。
- スクールカウンセラー・区心の教室相談員や保健室等への相談、電話相談窓口等について周知するとともに、管理職による面談を行うなど、児童及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

## ③ 早期対応

- 桃二小いじめ対策委員会と担任、学年主任など児童に関係する教諭を中心とした対策チームを組織し、いじめを受けた児童を守る体制を確立するとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して、対策チームが指導にあたる。
  - ・担任、学年主任、生活指導主任、主幹教諭など複数体制で本人や周囲の児童から聞き取りを行う。
  - ・把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。
  - ・被害児童の安全を確保し、身体的、精神的な被害状況の把握及びスクールカウンセラー・区心の教室相談員等と連携したケアを行う。
  - ・学校は「いじめから被害児童を全力で守る。」ことを約束する。
  - ・加害児童に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。
  - ・いじめを報告した児童の安全を確保するための取組を徹底する。
- 全教職員で事実の把握を行う。また全教員で校内での見回り、声かけを強化し、被害を継続させない指導を強化する。
- スクールカウンセラーや全教職員で、いじめ防止の指導を継続する。
- 区教育委員会に報告し、状況に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼するなど、対応が困難な場合のサポート体制を整える。
- 警察・児童相談所等と情報を共有し、連携を図る。

## ④ 重大な事態への対応

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事態や児童等がいじめを原因として、おおむね30日以上の間、学校を欠席することを余儀なくされている事案は、重大事案として区教育委員会に報告するとともに、あらためて学級、学年又は全校の児童等にアンケート調査等を行うなどして実態を把握する。
- 必要に応じて警察・児童相談所等関係機関と連携し解決に当たる。